

設計業務委託契約書

設計業務名 東北大学（三条1）グローバルレジデンス新営その他設計業務

委託報酬の額 金 , 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 , 円)

建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙のとおり

発注者 国立大学法人東北大学 副学長 伊豆 仁志と受注者 との間において、上記の設計業務について、上記の委託報酬の額で、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを実施するものとする。

第1条 受注者は、別紙の設計業務仕様書に従い、設計業務を完了するものとする。

第2条 設計業務は、において実施する。

第3条 設計業務の着手時期は、 年 月 日とする。

第4条 設計業務の完了期限は、2026年2月27日とする。

第5条 契約保証金は、納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第6条 委託報酬は、2回以内に支払うものとする。

第7条 委託報酬については、金 円也以内の額を前払金として請求書及び保証事業会社の保証証書を受理後に前払いするものとする。

第8条 設計業務完了通知書は、東北大学建築整備課に送付するものとする。

第9条 委託報酬の請求書は、東北大学施設部計画課契約・監理室契約・監理係に送付するものとする。

第10条 受注者が別記設計業務委託契約要項第51条第2項及び第53条に定める違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをするまでの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 別記の設計業務委託契約要項第34条第7項、第50条第1項、第50条第3項及び第52条第2項中の遅延利息率は、「年2.5%」である。

第12条 この契約についての一般的約定事項は、別記の設計業務委託契約要項によるものとする。

第13条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、双方協議のうえこれを解決するものとする。

第14条 この契約に関する訴えの管轄は、東北大学所在地を管轄区域とする仙台地方裁判所とするものとする。

第15条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年　　月　　日

発注者　　宮城県仙台市青葉区片平二丁目1番1号
国立大学法人東北大学　　副学長　　伊豆仁志

受注者

代理人